



# 平成31年度 園児募集要項



岩沼西こばと幼稚園

〒989-2456

宮城県岩沼市松ヶ丘一丁目10番2号

TEL0223-22-5166

fax0223-22-5174

<http://www.kobato21.ac.jp>

# 岩沼西こばと幼稚園について

本園は、岩沼の地において初めて開設された公認幼稚園である岩沼こばと幼稚園の姉妹園です。昭和56年に開設以来信頼の教育のもと37年を迎えようとする幼稚園です。世界に広まるモンテッソーリ教育という確かな教育でお子さんの成長を手助けする幼稚園です。

『自らの自由には時には制限がある事を知り、それは自分の自由の保障につながる』という自由の根幹を園の集団生活の中で、社会性として自然に身につけていきます。

一人ひとりの子どもがモンテッソーリ教育活動により、自分の成長プログラムに合致した成長を遂げていきます。

子どもは本物の具体物にふれて、物事の本質を原体験します。それは、強固な精神的土台の上に築かれる、確固たる理性に結びつきます。

岩沼西こばと幼稚園は、世界に広まり国際的信頼を構築した、ひらかれたモンテッソーリ教育の幼稚園です。

子どもの成長のお手伝い（子どもの主体は常に子ども自身であるという理解）というポジションにより、子ども一人一人の健全な成長を実現していきます。

## ❖モンテッソーリ教育とは❖

イタリアのマリア・モンテッソーリ（1870～1952）が構築した教育で、世界中に広まりつつあります。『将棋の藤井4段』が愛知県のモンテッソーリ幼稚園で体験したことでその有効性が一気に報道されました。

様々な教具が用意され、子ども自身が教具を選んで活動しますので、『自立心が身につく、自分で学ぶ』ということが自然と身につきます。

教具は、手先が器用になり、感覚が洗練され、自然と数や文字に興味湧くように考案されています。

3歳・4歳・5歳が縦割り混合クラスの中で自由活動をすることにより、年下児は年上児に憧れ、年上児は年下児をいたわるといった社会性や協調性も自ら学びます。

# 《利用料(保育料)のしくみについて》

## ◎毎月の利用料(保育料)

保護者の所得に応じて決まります。金額は国が定める基準を上限に各市町村が定めます。参考までに各市町村の毎月の利用料を添付いたしましたので、以下をご覧ください。

## [支給認定について(支給認定の種類)]

<1号認定> 満3歳以上の就学前のお子さん

## ◎入園の手続きについて

### (入園申込)

利用希望の幼稚園に直接利用の申込みをします。

### (入園内定)

幼稚園から入園内定を受けます。(面接があります)

### (支給認定の申請)

本園を通じて各市町村に支給認定(1号認定)の申請書を提出し、後日各市町村から本園を通じて利用者へ認定書が交付されます。

(在園児を含めて全員)

### (幼稚園との契約)

支給認定証の交付後、保護者と幼稚園との間で利用契約を行います。



平成31年度より、当園は「子ども・子育て支援新制度」に移行します。『施設型給付を受ける幼稚園』に移行しますと保護者所得に応じて利用料(保育料)が設定されます。

『当幼稚園の教育内容・行事・預かり保育等』には一切変更がございません、これまで通りです。

※子ども・子育て支援新制度に移行することに伴い、就園奨励費補助金の対象にはなりません

# ◇各自治体利用者負担額(保育料)について

居住されています各市町村から支給認定を受けることにより、利用者負担額(保育料)が決定いたします。利用料(保育料)に関しましては、各自治体で決定いたします。

下記に岩沼市、名取市、巨理町、柴田町の利用者負担額基準表を記載いたしましたので、ご参考下さい。

※利用者負担額について各市町村により変更になる場合がありますので予めご了承ください。

## 岩沼市

### 利用者負担額基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定 義		1号認定
			教育標準時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割の額のみ の世帯を含む。)		3,000円
3	市町村民税所得割のある世帯であって、その額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	7,600円
4		77,101円以上～ 211,200円以下	15,300円
5		211,201円以上	19,500円

### 備考

- ①階層区分は、当該年度の4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌月3月までは当年度分の市町村民税により決定されます。
- ②この表における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第266号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号、同条第2項2号、第6条第1項第2号、第7条第1項第2号、第9条第1項第2号、第11条第1項第2号又は第12条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいいます。
- ③児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合には、この表の規程にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とし、生計を一とする世帯から2人以上の支給認定保護者と生計を一にする支給認定保護者に監護される未成年者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又は配偶者の直系卑属がいる場合は、第1子は利用者負担額、第2子以降は無料とする。
  - (1)「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
  - (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

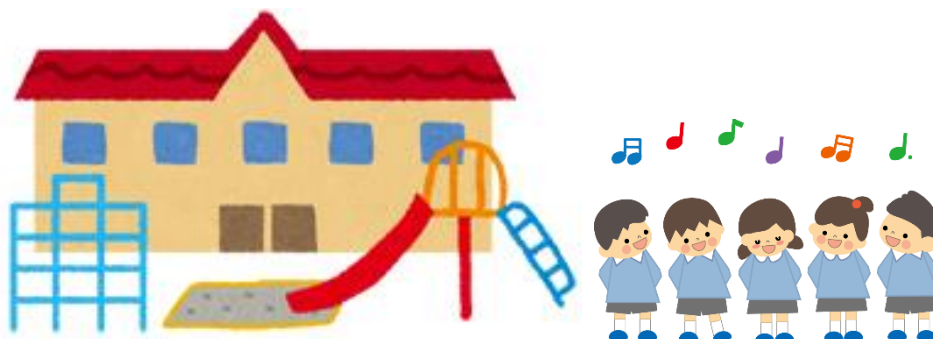
- ア 身体障害者福祉法第(昭和24年法律第283号)15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要項(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3)「その他の世帯」保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)
		1号認定 教育標準時間
2	市町村民税非課税世帯(市長村民税均等割の額のみ世帯を含む。)	0円
3	市町村民税所得割のある世帯であって、その額が71,100円以下の世帯	3,000円

④生計を一にする世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合における利用者負担額は、第1子は利用者負担額、第2子は利用者負担額に2分の1を乗じて得た額、第3子以降は無料とし、1号認定子どもで生計を一にする世帯に小学校1年生から3年生までの児童がいる場合は、その児童を含めるものとする。ただし、児童の属する世帯が2号認定及び3号認定の階層区分B又は1号認定の階層区分2に認定された場合は、第2子以降は無料とする。

なお、児童の属する世帯が次表に掲げる階層区分に認定された場合には、上記の規程にかかわらず、支給認定保護者と生計を一にする支給認定保護者に監護される未成年者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属を含めるものとする。

認定区分	階層区分
1号認定	2~3





# 名取市

## 幼稚園保育料基準額表

### 1の表

各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			保育料月額
階層区分	定義		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ）の市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）		3,000円 (0円) [0円]
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,601円未満	6,100円 (3,050円) [0円]
第4		48,601円以上 77,101円未満	10,500円 (5,250円) [0円]
第5		77,101円以上 211,201円未満	17,500円 (8,750円) [0円]
第6		211,201円以上	19,500円 (9,750円) [0円]

( )・・・第2子の保育料 [ ]・・・第3子以降の保育料

### <保育料の決定について>

- 平成29年度4月～8月分の保育料は、保護者等の平成28年度の市町村民税、平成29年度9月～3月分の保育料は、保護者等の平成29年度の市町村民税で決定します。
- 保育料を決定する際の市町村民税の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金等を差し引く前の金額となります。
- 同居の祖父母など、父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります（世帯分離している場合でも算定の対象となります）

## <多子軽減について>

- 第 5 階層から第 6 階層に該当する世帯について、保護者と同一世帯から 2 人以上の小学校 3 年生以下の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用（以下「保育所等を利用等」という。）している場合において、上の子から数えて第 2 子については半額で 1 の表の（ ）内の保育料、第 3 子以降については無料とする。
- 第 2 階層から第 4 階層に該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用等または年齢に関わらず上の子から数えて第 2 子については半額で 1 の表の（ ）内の保育料、第 3 子以降については無料とする。

### 幼稚園保育料基準額表

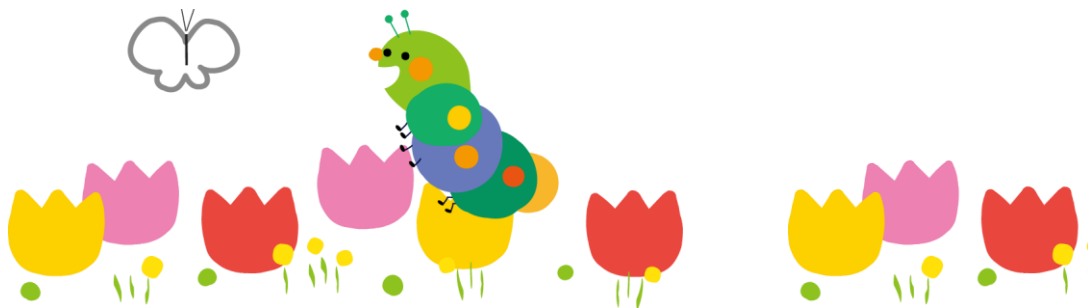
## <要保護世帯等の保育料>

- 児童が属する世帯が要保護世帯等（母子世帯等並びに、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯）、その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の場合、第 3 階層～第 4 階層に該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用または年齢に関わらず上の子から数えて第 1 子については 2 の表に掲げる保育料、第 2 子以降については無料とする。

### 2の表

階層区分	保育料月額
第2階層	0円
第3階層	1,100円
第4階層	2,100円

- 要保護世帯等であり、第 5 階層～第 6 階層に該当する世帯については保護者と同一世帯から 2 人以上の小学校 3 年生以下の児童が保育所等を利用等している場合において、上の子から数えて第 2 子については半額で 1 の表の（ ）内の保育料、第 3 子以降については無料とする



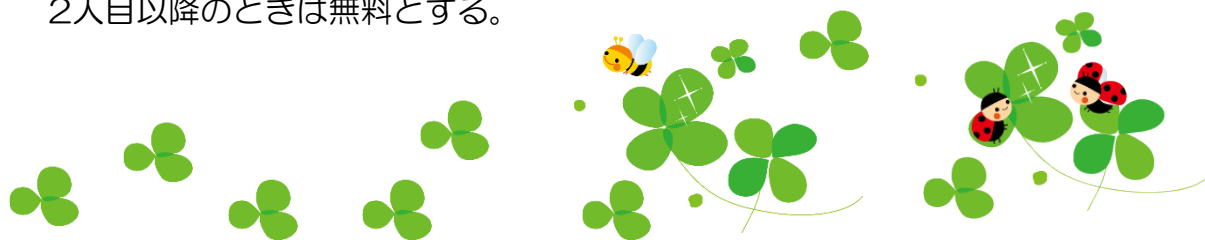
# 巨理町

○巨理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則

別表第1  
保育料徴収基準額表(教育標準時間認定(1号給付))

階層区分	定義	保育料の月額	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等	0円
		その他	3,000円
3	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下 ひとり親世帯等	3,000円
		その他	10,100円
4	77,101円以上211,200円以下	14,700円	
5	211,201円以上	19,900円	

- 表(1)の第4階層及び第5階層の世帯であって、基準日において同一世帯に属する満8歳以下の子どもが2人以上いる世帯の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額、3人目以降のときは無料とする。
- 表(1)の第3階層のその他の世帯であって、特定被監護者等(支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者で支給認定保護者と生計を一にするものをいう。)の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額、3人目以降のときは無料とする。
- 表(1)の第3階層のひとり親世帯等であって、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 表(1)(2)(3)の第2階層のその他の世帯であって、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。





# 柴田町

## 柴田町保育所保育料徴収規則別表第1 教育認定子ども(1号認定)に係る利用者負担額表

階層区分	定義	利用者負担額世帯(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ世帯	2,400円 (0円)
C	市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
D		77,101円以上211,200円以下
E		211,201円以上
		9,400円 (4,700円)
		13,800円
		19,000円

- この表において、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第22条に規定する者のうち、表のB、Cの階層区分に該当する者の利用者負担額は、当該表の括弧書きの金額とする。
- この表において、「市町村民税所得割課税額」とは、支給認定保護者に係る、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。
- 利用者負担額は、特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税所得割課税額によって算定する。
- 令第14条に規定する負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の第2子、第3子以上である場合に係る利用者負担額は、同条の規定の例による。
- 国外に移住していた等の事情により所得割課税額の把握が困難な者にあつては、所得の金額等に応じて所得割課税額に相当する額を算定する。
- 利用者負担額の算定のために必要となる資料の提出がない者については、表のEの階層区分とする。



# 募集要項

1.募集人員	100名	平成31年4月2日現在で満3歳以上の幼児
	※満3歳児	満3歳の誕生日を迎えられた日から入園可能です。
	3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生
	4歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生
	5歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日生

※ 満3歳児につきましては、随時入園を受け付けております。

※ 満3歳児は、入園の1カ月前頃に面接手続きとなります。

## 2.入園説明会

平成30年10月17日(水) 14:00～15:00

## 3.幼稚園見学会

平成30年10月18日(木) 9:15～11:30

## 4.入園手続き(願書受付)

平成30年11月1日(木)

午前の部

9:00～12:00

内容：入園願書提出、親子面接  
入園受入準備金、検定料の納付、  
制服等試着  
※上履き(親子)を持参ください。

午後の部

13:00～15:00

## 5.面接(親子)

- ・入園願書提出後 → 親子面接を行います。
- ・面接終了後(入園許可証お渡し後)に入園受入準備金・検定料の納入

## 6.制服等試着

※制服・教材等の申し込みをしていただきます。

※兄弟関係や譲られる等、卒園児の制服・教材がある場合はあるものの確認をしていただき、控えてきてください。

## 7.選考方法

書類審査、親子面接

※面接後に選考結果をお知らせします。

## 8.入園時納付金

◎入園受入準備金	30,000円（願書受付時に納付）
◎検定料	3,000円（願書受付時に納付）
◎施設設備充実費	30,000円（4月納付）
◎バス一時負担金	15,000円（4月納付）※バス利用者のみ

## 9.利用料（保育料）の仕組みについて

※毎月の利用料は保護者の所得に応じて決まります。金額は国が定める基準を上限に市町村が定めます。

※毎月その他の経費は実費徴収になります。

## 10.毎月納付金（毎月10日に引き落とし）

利用料(保育料)	所得に応じて決まります。	0円～	岩沼市：19,500円 亘理町：19,900円 名取市：19,500円 柴田町：19,000円
父母の会費			700円
絵本代			300円
肝油代			200円
アルバム積立金	※年長のみ	平成30年度参考	1,310円
教材費			2,000円
スクールバス代			3,500円

※利用者のみとなります。

※『10.毎月納付金』上記納付金は、各金融機関より自動振替納入となり、自動振替手数料が加算されます。

- ・ゆうちょ銀行 → 10円
- ・七十七銀行 → 100円
- ・岩沼市農協 → 30円
- ・名取岩沼農協 千貫支店 → 30円

## 11.給食費（集金袋にて納入）

給食費 1食：315円 ※食材等の価格高騰に伴い金額が変更になる場合があります。

給食提供日：月・水・金 弁当持参日：火・木

## 12.希望者実費徴収（集金袋にて納入）

預かり保育料（利用者）、遠足費用、行事写真代など

## 13.保育時間

幼稚園の教育時間

平日：午前8時40分～午後2時となります。

※預かり保育も実施しています。（預かり保育のページをご覧ください）

## 14.送迎

徒歩通園とバス通園があります。

バス通園を希望の方は、別途申し込みいただきます。

## 15.一日の保育の流れ

08：40～ 登園、身支度、異年齢縦割クラスによる自由活動  
（モンテッソーリ教育による自主活動）

10：30～ 朝の会、外遊び

11：00～ 学年別活動

12：00～ 昼食（昼食後、外遊び）

13：20～ 身支度、帰りの会

14：00～ 降園

## 16.課内教室、課外教室

課内指導：体育指導、英語指導

課外教室：体育教室、新体操教室、ピアノ教室を行っております。（希望者）



## 17.制服・体操着

登園時の制服は、制服・制帽を着用します。  
登園後は、上履きに履き替え、着替えをし活動します。  
※制服は、10月17日（水）の説明会会場に展示します。

\* 一式 31,600円 \* ※平成30年度参考（4月納付）

### ◎ 制服

Vセーター  
半ズボン（男児）  
スカート（女児）  
トレーナー  
長袖ポロシャツ  
半袖ポロシャツ  
カバン  
夏帽子  
冬帽子  
制服長ズボン（希望者のみ購入）



### ◎ 体操着

長袖体操着  
半袖体操着  
体操着長ズボン  
体操着ハーフパンツ

※各サイズ130cmまでは通常料金ですが、それ以上のサイズは2割増しです。

## 18.教材

\*一式 約7,200円～8,500円\* ※平成30年度参考（4月納付）

園指定のものであれば、譲られてもよい教材もあります。

※制服・体操着・教材等は、新年度に若干価格が変動する場合があります。





## 19.預かり保育について

### ◎降園後（降園後～17：30）

料金	1 時間まで	:	300円
	2 時間まで	:	600円
	降園後～17:30	:	800円

### ◎長期休業中

夏、冬、春休みも預かり保育を行っております。（お盆・年末年始・研修日は除く）

料金	午前 08:30～13:00	:	500円
	午後 13:00～17:30	:	500円
	1日 08:30～17:30	:	1,000円

※ご利用回数にかかわらず、一か月の利用料金は上限10,000円となります。

## 20.導入保育予定表 ※上履き持参です。

・幼稚園に慣れることを目的とした慣らし保育となります。

第1回：11月17日（土）

第2回：12月25日（火）

第3回：1月10日（木）

第4回：2月2日（土）

第5回：3月25日（月）※制服・教材のお渡し

第6回：4月初旬 ※日程決まり次第お知らせいたします。

### 活動内容

※詳細については、後日お知らせいたします。

\*親子で登園していただきます。

\*受付後、お子さんは保護者の方と離れて過ごします。

お子さん：モンテッソーリ活動、絵本を見る

保護者：入園に向けての話、モンテッソーリ活動参観

